

具体的な施策の展開

基本
目標

1

時代を切り拓く力を育む「学び」の充実

施策１ 「学び合う学び」を基本とし「探究的な活動」を充実させた授業の推進

現状・課題

- 令和３（２０２１）年１月、中央教育審議会において「令和の日本型学校教育の構築」に関する答申が取りまとめられました。この答申では、従来の学校教育が長年にわたり築いてきた強みを活かしつつ、ＡＩ等の技術革新により急激に変化する社会を生き抜く子どもたちに対して、「主体的に学ぶ力」「協働する力」「課題を発見・解決する力」などを育むことの重要性が示されています。
- 小牧市の小中学校が２０年以上にわたって取り組んできた「学び合う学び」は、現行の学習指導要領が示す「主体的・対話的で深い学び」という学習理念を体現するものであります。一方で、児童生徒は協働的に学んではいますが、学びの深まりという点では課題も見られます。
- 令和７（２０２５）年５月に中央教育審議会教育課程企画特別部会から示された次期学習指導要領策定に向けた論点資料「質の高い探究的な学びの実現」においても、児童生徒が自ら問いを立て、必要な情報を収集、整理、分析し、自身の学びを表出する機会を設け、それらを振り返り次の課題へつなげていく探究的な学びの充実が求められています。
- 各小中学校が年度末に次年度の特色ある教育活動について企画し、各校の学校運営協議会において承認を得て、地域の特性や人材を生かした教育活動を行っています。また、令和７年度からは、子どもたちの各教科や総合的な学習の時間における「探究的な活動」の充実を図っています。
- 「探究的な活動」をより充実させるために、各小中学校の各教科や総合的な学習の時間、特別活動等において、子どもたちの学びを支援していただける地域の様々な人材や専門的な知見をもつ外部人材との協働を推進していく必要があります。
- アンケート調査結果によると、学校生活の中で身に付いた力として「学び方やものの考え方」や「主体的に学んだり、考えたり、判断する力」が上位にあげられています。
- 本市では、きめ細かな教育を児童生徒に提供するため、市単独で非常勤講師を配置しています。一方で、令和の日本型教育や次期学習指導要領で求められる「主体的・対話的で深い学びの実装」を実現するためには、児童生徒一人一人の学びを、よりの確に、より丁寧に把握・支援していく必要性が求められます。

具体的な取組

取組	内容	担当課
学び合う学びの推進 と探究的な活動の充 実を図る授業の実施	「学び合う学び」の推進を図るとともに、総合的な学習の時間を核としながら、各教科等との関連を図った探究的な学びを推進します。また、学校間で優れた実践事例を共有する・研修を行うなど、探究学習の質的向上を図ります。	学校教育課
特色ある学校づくり の推進	各小中学校が地域の特性や人材を生かして特色ある教育活動が進めたり、こどもたちの「探究的な活動」を充実させたりするために、特色ある学校づくり推進事業を実施します。	学校教育課
外部人材の活用	専門的な知見をもつ外部人材をゲストティーチャーとして積極的に活用するとともに、「探究的な活動」を充実させるため「探究パートナー」の登録拡大を図ります。	学校教育課
学びの質を高める指 導體制の強化	探究的な活動の充実による「学び合う学び」の一層の深化、及び「主体的・対話的で深い学びの実装」を実現するために、研修等により教員の指導力向上を図るとともに市単独非常勤講師の配置を拡充する等、学びの質を高めるための指導體制を強化していくことを検討します。	学校教育課

施策２ 未来を創るグローバルな人材育成とキャリア教育の推進

現状・課題

- 英語教育について、指導の工夫による魅力ある授業の実現やA L T等を活用したコミュニケーション活動の充実を図ってきました。今後は、教員の指導力向上やA L Tとの協働体制、児童生徒の習熟度差への対応などの課題も見られることから、研修や授業改善の支援を進める必要があります。
- 学習指導要領では、「児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてしつつ各教科等の特性に応じて、キャリア教育の充実を図ること」と明記されており、学校の教育活動全体を通じて、キャリア教育に取り組むことが求められています。
- 職場体験学習、職業講話等を計画的に実施することにより、生徒の勤労観・職業観の育成および進路選択に向けた意識の向上を図りました。一方で、体験先の確保等の課題も見られることから、今後も連携体制の強化や教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を進めていく必要があります。
- 「夢の教室」を通して、夢を持つことの素晴らしさや、仲間と協力することの重要性に気付いたりすることができています。「夢の教室」をイベントで終わらせるのではなく、教科横断的な取り組みを進めていくことが求められます。
- 夢にチャレンジ助成金支給事業、大学生等海外留学奨学金支給事業については、応募者が少ないため応募者の増加を図る必要があります。
- 令和７年度から高校生等が身近な課題や関心事について自らプロジェクトを立ち上げ、課題解決を目指した取組を行う「高校生等社会参画事業」を始めました。
- アンケート調査結果によると、将来の夢や目標を「持っている」と回答した割合は約６割にとどまっており、学校生活の中で身に付いた力として「自己の生き方を考えること」を挙げた児童生徒は２割半ばとなっています。キャリア教育を「夢の教室」や職場体験等の単発の行事に留めず、日常の学習活動全体を通じて、自分の生き方や将来の社会生活を具体的にイメージできるような、体系的なプログラムの構築が求められます。

具体的な取組

取組	内容	担当課
小中学校における英語教育の推進	英語教育の小中連携を強化し、コミュニケーションを重視した授業改善を進めます。A L TやI C Tを活用した指導を充実させ、児童生徒一人ひとりに応じた英語学習環境を整備していきます。	学校教育課
社会的・職業的自立をめざしたキャリア教育の推進	児童生徒の社会的・職業的自立に向けたキャリア教育を推進します。特別活動を要として全教科で取り組むとともに、地域や企業との協働による体験や対話を充実させ、変化の時代を主体的に生き抜く力の育成を図ります。	学校教育課

取組	内容	担当課
「夢の教室」の実施	様々なスポーツ選手を「夢先生」として招聘し、夢を持つことや、夢の実現に向けて努力することの大切さを児童生徒に伝えたり、仲間と協力することの大切さを学んだりする機会として、「夢の教室」を実施します。	学校教育課
こども夢・チャレンジ事業の展開	中学生まで対象を拡大した夢にチャレンジ助成金の継続的な実施や、高校生等が身近な課題や関心事について自らプロジェクトを立ち上げ、課題解決を目指した取組を行う「高校生等社会参画事業」を行います。	こども政策課

施策3 未来を見据えた新たな学校づくりの推進

現状・課題

- 今後の児童生徒数の減少に伴い、子どもの学ぶ場や活動する機会の保障に大きな影響を与える可能性があります。本市の小中学校が20年以上にわたって取り組んできた「学び合う学び」は、子どもたちが様々な学校活動を通して、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨する、多様な他者が関わり合い成長していくことを前提としていることから、児童生徒数の減少によって本市の教育の根幹が揺らぎかねない状況になっていることに大きな危機感を持っています。児童生徒数の減少が著しい学校においては、より多くの仲間と対話したり協働的に学んだりすることで、多様な考えや価値観に触れ、深い学びのある学習ができるよう教育環境を整えていく必要があります。
- また、学校施設は、老朽化による改修等が生じやすい築30年以上の建物が全体の約80%を占めており、財政負担の軽減と平準化を進め、次世代に負担を残さない効率的・効果的な学校施設のマネジメントの実現を目指していくため、児童生徒数の減少に合わせて、学校施設の総量の適正化を図る必要があります。
- 本市においては、児童生徒数の減少と学校施設の老朽化という大きな2つの課題を抱える中、将来を担う子どもたちにとってより望ましい教育環境と学校施設の適正規模・適正配置の基本的な考え方を整理するために令和6年9月に「小牧市新たな学校づくり推進計画」を策定しています。
- この計画において、篠岡地区、北里地区、巾下地区の3地区が学校再編の検討を早急に行うべき地区として位置づけられています。その中でも特に児童生徒数の減少が著しい篠岡地区について令和8年2月に再編計画を策定し、第1期再編計画として令和9年4月に小学校5校、中学校3校を小学校2校、中学校2校に再編することとしました。また、今後の児童生徒の減少や学校施設の老朽化の状況を見ながら第2期再編計画を検討することとしています。
- 今後、北里地区、巾下地区についても、児童生徒数の減少と学校施設の老朽化が進んでいることから、学校再編の地域との協議を進める中で、学校施設の適正規模・適正配置について検討を進めていく必要があります。
- 今後、学校再編により通学区域の変更が想定されるため、通学路の安全確保や通学距離等を十分に検証し、通学区域等の検討を進めていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
将来的な学校規模の適正化・適正配置に関する地域協議・計画策定	巾下地区、北里地区において、地区ごとの学校再編の協議を行い、適正規模・適正配置等について検討を進めた学校再編計画の策定を進めます。 篠岡地区学校再編計画における適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、第2期の学校再編を具体的に進めていく段階で改めて地域住民との協議を行います。	教育総務課

取組	内容	担当課
通学路の交通安全対策の実施	通学路等の安全確保に向けた取り組みをより一層効果的に進めるため、「小牧市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検と対策を実施します。 運転者及び歩行者に通学路の認識を持ってもらい、登下校時の児童生徒の安全を確保するため、看板や標識の設置及びカラー塗装を行います。	教育総務課
スクールバス導入の検討	学校再編時においてスクールバスを導入する際には、安全で安定的な運行体制の構築に努めます。	教育総務課

施策4 校種間連携の推進

現状・課題

- 小中9年間の子どもたちの学びがつながるように、小中学校の教職員が一緒に授業改善に取り組んだり、小中学校の子どもたちが一緒に学校行事に取り組んだりするなど、学びの連続性を意識した教育活動を行っています。今後は、小中一貫教育について検討するとともに、幼保や高校とのつながりも意識する必要があります。
- 学校再編に伴い、学校を建て替える際には学校再編計画の策定と併せて、小中一貫教育の導入に向けた具体的な検討を進めていく必要があります。
- 「こども基本法」に基づき、本市では、令和7年3月に誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現を目的とした「小牧市こども計画」を策定しました。この計画の中においても、すべてのこどもの生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、質の高い幼児期の教育・保育の充実を図ることを目標のひとつとして位置づけています。
- アンケート調査結果では、幼児教育に関する施策の充実を「重要」と捉える割合が約8割と高い関心がうかがえる一方、今後、学校教育で力を入れるべき点として「幼保小の架け橋期の学びの接続」を挙げた保護者は約1%と、制度や取組自体の認知度はまだ低い状況にあります。
- 就学前施設との連携は、子どもの発達や学びの連続性を保障し、小学校入学期の段差を減らすために不可欠です。情報の共有だけにとどまらず、互いの教育目標や環境、学びの姿を理解するための連携を意図的に行う必要があります。そのために、施設間の具体的な連携を深化させ、家庭も含めた接続支援の機運を醸成していく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
学びの連続性を意識した教育の推進	発達段階を踏まえた教育目標の設定と接続期におけるカリキュラムの充実を図るとともに幼保小中高の交流・連携を推進し、子どもの学びと育ちを切れ目なく支える教育を推進します。	学校教育課
小中一貫教育に向けた調査・研究	学校再編に伴い、施設を建て替える際には学校再編計画の検討と併せて、学校施設整備基本構想・基本計画を策定する中で、小中一貫教育の導入も含めた具体的な検討を進めていきます。	教育総務課
教育・保育の質の向上	幼保小中の連携を深めるための「幼年期教育連携推進会議」を通じて、義務教育へのつながりを意識した幼児教育・保育を行います。また、「幼年期教育研修会」を通して、幼児教育・保育の質の向上を図ります。	学校教育課 幼児教育・保育課

施策5 家庭・地域・学校との連携による教育の推進

現状・課題

- 本市では、平成30年度から市内全ての小中学校がコミュニティ・スクールを導入しています。学校運営協議会を定期的に開催し、学校における教育活動について協議し、学校運営に反映させることで、学校と地域がともにこどもたちの豊かな成長を支えています。
- 学校地域コーディネーターについては、派遣人数を維持しながら、地域活動を支援してきましたが、コーディネーターの固定化による後継者不足が懸念されています。また、学校再編にともなうコーディネーターの配置方法について検討を進める必要があります。
- 放課後子ども総合プランにできるだけ多く児童が参加できるよう、活動場所と放課後子ども教室と児童クラブそれぞれの従事者を確保する必要があります。
- すべての小学校で放課後子ども総合プランを実施していく中で、活動内容や講師、従事者同士の連携などについて、小学校間で情報を共有する必要があります。
- 中学校部活動の地域展開については、国が令和8年度から令和13年度までを改革実行期間と位置付け、休日の部活動の地域展開を進めるとともに、平日についても段階的な展開を進める方針を示しています。
- これまで学校単位で部活動として行われてきた活動を、地域の取組として関係者が連携して支える活動へと変えていくためには、児童生徒のニーズの把握や指導を希望する教員の人数や種目の把握などが必要です。
- 本市においても、地域の受け皿づくりや指導人材の確保、学校と地域の役割整理などを進めながら、持続可能な体制づくりに取り組んでいくことが必要となります。
- 家庭教育推進事業については、情報交換を行いながら実施していますが、共働き世帯が増加しているため、保護者が家庭教育についての学習活動などに参加しづらいことが課題です。
- アンケート調査結果では、日々の職務上の課題として「家庭の教育力の低下」を挙げる教職員の割合が半数を超えており、「社会性、しつけやマナー等を教える」役割については約9割が「家庭」が中心となるべきだと考えています。一方、しつけ等に不安を感じている保護者の実態とのギャップを埋めるための、よりきめ細かな家庭教育のサポートが不可欠です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
コミュニティ・スクールの推進	各小中学校において、学校運営協議会で学校の教育活動について話し合いを行い、地域と学校が協働してこどもたちの豊かな学びと成長を支援する学校づくりを推進します。	学校教育課
学校地域コーディネーター派遣事業の実施	引き続き派遣人数を維持し、地域活動を支援していくとともに、学校再編後も学校・家庭・地域の連携を図るために学校と調整しながら適切な人数の派遣を行います。	こども政策課

放課後子ども教室の実施	すべての児童を対象として、安全・安心な放課後の活動拠点を設け、地域の人の協力を得て、学びやスポーツ、文化活動などの機会を提供します。また、青少年育成指導員が支援しながら、どの小学校も無理なく進められるよう実施します。	こども政策課
放課後子ども総合プランの実施	すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営し、児童にとってよりよい学びの場や居場所を提供します。また、青少年育成指導員が支援しながら、どの小学校も無理なく進められるよう実施します。	こども政策課 学校教育課
中学校部活動の地域展開への対応	国が示す令和8年度から令和13年度までの改革実行期間を見据え、中学校部活動の地域展開に向けて、地域の受け皿づくりや指導人材の確保、学校と地域の役割分担の整理を進め、こどもたちが将来にわたりスポーツに親しめる持続可能な体制づくりに取り組めます。	学校教育課 文化・スポーツ課
家庭教育支援の充実	家庭教育についての学習活動や親子ふれあい活動、また、家庭・地域・学校との連携を図り、地域の人々とこどもがふれあう機会を充実し、地域ぐるみでこどもの自立を育む活動を実施します。 学校が期待する家庭の役割と保護者の不安とのギャップを埋めるため、子育て世代包括支援センターにおいて、発達段階に応じた家庭教育講座や相談機会の充実を図ります。	学校教育課

施策6 不登校児童生徒への支援の充実

現状・課題

- 近年、全国的に不登校児童生徒数が増加する中、本市においても不登校児童生徒数は増加しており、その対応は喫緊の課題です。
- 令和5年3月に文部科学省は、「COCOLOプラン（誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策）」を策定し、従来の「学校復帰を目標にする」考え方から、子ども一人ひとりの状況に応じて学びを保障する考え方へ転換しています。教育機会確保法の理念に基づき、「学校に登校することだけ」を目的としない支援が進められています。
- 本市においては、不登校児童生徒の居場所として適応指導教室による支援に加えて、令和6年度には、全小中学校に校内サポートルームの整備を行いました。今後も学校内外における子どもの居場所づくりと学習支援を進めていく必要があります。
- 心のケアだけでなく、複合的な課題を抱える児童生徒や家庭の支援を行うため、スクールソーシャルワーカーや学校生活サポーターなどの配置を行うと共に、いじめ・不登校対策連絡会等の会議を活用しながら、学校と関係機関の連携強化に努めています。
- 専門家による本人、保護者、教員への相談体制整備の一つとして「こどもこころの相談室」を実施しており、医療と教育が連携して児童生徒支援を考える重要な機会となっています。
- 令和7年度に初めて開催した「保護者のための情報交換会」については、参加者から好評であったことから、継続的に開催していくこととしています。
- アンケート調査結果では、家庭の教育力を高めるための行政への期待として、「相談窓口を充実する」や「不登校児童生徒に対する支援や不登校防止対策」が上位に挙げられており、こうした児童生徒やその保護者を支援するため、「総合教育支援センター（仮称）」の整備が求められています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
不登校の未然防止と対策	学校において児童生徒の小さな変化を見逃さず、教職員間で情報共有するとともに、各家庭との連携により、不登校の未然防止を図るとともに、教職員研修を行うなどして、早期対応の強化に努めます。	学校教育課
居場所づくりの充実	メタバースによるオンラインでの居場所づくりと学習支援を実施します。	学校教育課

取組	内容	担当課
児童生徒の心のケアの実施	スクールソーシャルワーカーや学校カウンセラー、心の教室相談員の配置等を通じ、児童生徒が抱える様々な悩みごとへの相談、支援体制の充実に努めます。児童生徒に向けて学校内外における相談窓口の周知を積極的に行います。	学校教育課
教育支援相談の充実	「こどもこころの相談室」において、児童生徒の教育支援について、保護者や教員への相談対応を行います。	学校教育課
保護者支援の充実	孤立しやすい保護者の支援を行うため、「保護者のための情報交換会」を継続的に実施し、不登校支援に関する情報提供を行うとともに、保護者同士が情報交換の機会を提供します。	学校教育課
相談窓口の充実及び周知	不登校児童生徒の支援に係る相談窓口の充実を図るとともに、相談窓口等を整理したパンフレットの作成・周知を図ります。	学校教育課
総合教育支援センター（仮称）の整備	不登校児童生徒への支援体制をより一層強化するため、メタバースの拠点や不登校の保護者を対象にした情報交換会の開催場所、さらに多様な相談スペース、教員研修の場、スクールソーシャルワーカーの拠点などを集約した「総合教育支援センター（仮称）」の整備に向けて調査・研究を行います。	学校教育課

施策7 特別支援教育体制の充実

現状・課題

- 平成28年度4月に施行された「障害者差別解消法」では、障がいのある人から社会的障壁の除去を求める意思表示があった場合、過重な負担にならない範囲で「合理的配慮」を行うことが義務づけられています。
- 本市においては、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズに対して、合理的配慮の提供につながる事例が増えていますが、今後は、学校間の環境差による「配慮の差」を縮小していくとともに、保護者の不安に寄り添う丁寧な情報提供や、特別支援教育相談員による相談体制の強化が必要です。
- 専門家による本人、保護者への相談体制整備の一つとして、特別支援教育相談員を配置しています。学びの場を検討するための検査依頼や相談依頼が増えており、児童生徒の適切な学びの場の決定や支援内容の検討に欠かせない存在となっています。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加し、それに伴い学級数も増えています。特に、小学校低学年における増加が顕著であり、平成30年度からは、学級数や児童生徒が必要とする支援の内容を考慮した上で、生活面でのサポートを担う学校生活サポーターの配置を行っています。
- 令和3年度の「医療的ケア児支援法」の施行を受けて、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送るための体制づくりについて、引き続き、調査・研究を行う必要があります。
- 市内すべての小中学校で、通級指導を受ける児童生徒が在籍しています。また、通級による指導を希望する児童生徒数は年々増えていますが、担当者の巡回回数に対して通級の指導を希望する児童生徒が多い学校では、通級での指導につながるまで時間がかかるケースがあります。
- 特別支援教育においては、インクルーシブ教育の理念のもと、就学前から学校教育、さらには社会参加や就労を見据えた、切れ目のない支援の充実が求められています。そのために、学校教育だけではなく、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係する各分野が連携し、その専門性を生かして児童生徒を支援することが重要です。関係機関が「特別支援教育連携協議会」において、切れ目のない一貫した支援を行うための協議を継続していく必要があります。
- アンケート調査結果では、障がいのある子への特別支援教育を「重要（非常に重要＋重要）」と捉える割合が約7割となっている一方、満足度は約3割に留まっています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
合理的配慮の実践	児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮を行います。	学校教育課 教育総務課
特別支援教育相談員の配置	より充実した特別支援教育の推進のため、特別支援教育相談員を配置します。また、特別支援教育相談員を中心に巡回相談の充実を図ります。	学校教育課
学校生活サポーターの配置	小中学校の特別支援学級において、担任のもとで児童生徒の学校生活を支援する学校生活サポーターを状況に応じて適切に配置します。	学校教育課
医療的ケア児への支援体制の構築	医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に学校生活を送れるように看護師資格を有する介助員の配置について調査・研究します。	学校教育課
通級指導教室の実施	小中学校の通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒を対象として、障がいの状態に応じて特別な指導を行う通級指導教室の充実を図ります。	学校教育課
特別支援教育連携協議会の実施	「特別支援教育連携協議会」での協議を通じ、乳幼児期から学校卒業後までの、切れ目のない一貫した支援を行います。	学校教育課
職員研修の実施	スタッフ間の連携を深め、学校間で対応事例を共有する・研修を行うなどして、専門的アセスメントの質を向上させるとともに、重度・多言語事例等への対応を強化し、切れ目ない支援の充実を図ります。	学校教育課

施策8 外国にルーツを持つ児童生徒等への教育の推進

現状・課題

- 本市の小中学校に通う、日本語指導が必要な児童生徒数は、市全体の児童生徒が減少する中であっても、高止まり傾向となっています。
- 近年は、ベトナム語をはじめ、従来とは異なる言語や国籍の児童生徒が増加しており、多様化・増加するニーズへの対応が求められています。
- アンケート調査結果では、支援や指導に難しさを感じている対象として「外国籍の児童・生徒」を挙げる教職員が5割を超えています。国籍に関わらず教育を受ける機会を確保し、外国人児童生徒教育を推進するとともに、多様な言語へ柔軟な対応を行えるように環境整備や支援スタッフの確保が必要です。
- 令和7年度には、外国にルーツを持つ生徒及びその保護者に対する進路説明会の対象者を中学生から小学校6年生に拡充し、早期の進路指導が国籍に関わらず関係なく教育を受ける機会につながっています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
日本語初期教室の整備	市内の小中学校に転入学する日本語がわからない児童生徒に対し、日本語の日常会話や日本の学校のきまり、習慣や基礎的学習などの定着を図り、安心して日本の学校に適應するための指導を実施します。また、多様なニーズに対応するため日本語初期教室の学習環境や支援スタッフの整備を検討します。	学校教育課
必要に応じた語学相談員の配置	多様な言語に対応した語学相談員を配置し、学習適応指導、母語指導、児童生徒の心のケアや各種書類の翻訳、保護者からの相談など、児童生徒の将来に向けた生活自立・社会自立・職業自立等の支援を行います。また、必要に応じて、さらなる支援人材等の配置を検討します。	学校教育課
外国にルーツを持つ生徒等への進路相談の実施	外国にルーツを持つ生徒及びその保護者に対し、進路説明会を開催し、中学校卒業後の進学・就職等について検討するための情報を提供します。	学校教育課
総合教育支援センター（仮称）の整備	今度、整備に向けた調査・研究を進める「総合教育支援センター（仮称）」に、日本語初期教室や語学相談が行える機能を持たせることを検討します。	学校教育課
職員研修の実施	相談から進路指導に至るまで、多言語化に対応した一貫性ある支援体制を構築するため、合同研修会等を行います。	学校教育課

施策9 就学や進学に対する支援

現状・課題

- 「駒来塾」においては、参加する生徒数に見合った学習支援員とサポーターの登録数の確保ができていますが、参加生徒に年齢の近い大学生等の登録者数の増加が求められています。
- 本市では、経済的に困窮し就学が困難な児童生徒の保護者に対し、就学援助を行っています。令和7年度から申請様式を簡素化し、電子申請を開始することで、申請手続きの利便性向上を図りました。
- 本市では、多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、令和4年9月から第3子以降児童生徒の学校給食費の無償化を実施し、令和5年9月から対象者を第2子中学生に拡大しています。また、国の地方創生臨時交付金を活用して、随時、学校給食費の保護者負担軽減に取り組んできました。
- 令和8年4月からは、小学校の学校給食費について、国・県の交付金を活用するとともに、不足する分を市が負担することで完全無償化としています。
- 本市の中学校を卒業した経済的に恵まれない生徒が高校等へ進学する際には、審査基準を満たした生徒に対して育英資金を支給しています。
- 令和8年度からの国の高等学校等就学支援制度の拡充により、多くの世帯で授業料負担が軽減される一方、一部、国・県の補助額が従前の国・県・市補助額を上回らないため、市の上乗せ補助を継続します。
- アンケート調査結果では、教職員が支援や指導に難しさを感じている対象として「貧困家庭で暮らす児童・生徒」が挙げられており、日々の職務上の課題としても「地域や家庭環境などによる教育格差」が挙げられています。
- 金銭的な支援と並行して、学習支援員などの外部人材を効果的に活用し、家庭の経済状況にかかわらず、全ての児童生徒が等しく学習や進学に挑戦できるサポート体制を充実させていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
児童生徒に対する学習支援の実施	学習意欲があっても学習習慣や学力の定着が進んでいない中学生を対象に「駒来塾」を実施し、学習支援を行います。また、入塾しやすいよう、応募受付を随時行うことや教員を目指す大学生などの学習サポーターを確保するため、大学へのチラシ配布、広報での周知等により、積極的に声かけを行います。	学校教育課 こども政策課
経済的に困窮している児童生徒の保護者に対する費用の助成・就学援助	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校でかかる費用（給食費、学用品費、修学旅行費等）の一部を援助します。	学校教育課

取組	内容	担当課
学校給食費の無償化による支援	多子世帯の子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、本市独自の学校給食費無償化を引き続き実施します。	学校給食課
私立高校等授業料の補助	私立高校等に在学する生徒の授業料負担者に対し、授業料の一部を補助することにより、経済的負担の軽減を図ります。	学校教育課
経済的理由で進学が困難な生徒への経済支援	中学校を卒業した、経済的に恵まれない生徒が高校等へ進学する場合に、入学に必要な経費の一部を支給します。	学校教育課

施策10 教育DX・ICT活用教育の推進

現状・課題

- 令和の日本型教育や次期学習指導要領で求められる「主体的・対話的で深い学びの実装」を実現するためには、児童生徒一人一人の学びを、よりの確に、より丁寧に把握・支援していくことができるよう、1人1台タブレット端末や授業支援ソフトを活用した、学習理解の深化に資する授業づくりをはじめとしたICTを効果的に用いた授業を進める必要があります。
- インターネットやデジタル技術、生成AIが社会や日常に深く浸透する中で、適切な手段を用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報の真偽や信頼性を判断しながら、わかりやすく発信・伝達したりする力も求められています。そのため、情報モラル教育に加えて、情報活用能力やデジタル・シティズンシップを育成する取組が求められています。
- 情報モラル教育については、一定の取組成果はある一方、SNSやオンラインサービスの利用に伴うトラブル、個人情報の不適切な取扱い、生成AIの誤用・過度な依存など、新たな課題も生じています。アンケート調査結果によると、家庭での情報モラル教育については、9割以上の家庭が何らかの教育の機会を設けてはいますが、学校における継続的な指導に加え、家庭と連携したルールづくり・振り返りの機会の充実など、行動の定着を図る取組をさらに進める必要があります。
- ICT活用支援委託により一定の支援体制は整備できた一方で、支援員の巡回が限られているため、日常的な授業場面での即時対応や継続的な伴走支援が十分とは言えない状況にあり、ICT活用の定着や教師間・学校間の活用格差が生じています。
- 学習者用デジタル教科書については、学校・教員による使用頻度にばらつきがあることに加え、指導者用デジタル教科書と学習者用デジタル教科書で見た目や操作感が異なるため、授業進行への影響を懸念し、教員が使用をためらう要因となる場合があります。そのため、今後は、デジタル教科書の効果的な活用事例の共有や研修の充実を図るとともに、生成AIを含む多様なデジタル教材との連携などについても調査・研究を進めながら、児童生徒の学びの質の向上につながる活用を推進していく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
「学び合う学び」を推進するICTの活用	「学び合う学び」の推進と「探究的な活動」の充実のために、1人1台タブレット端末を活用して児童生徒同士が考えを共有・比較しながら学び合う場面を充実させるとともに、情報の収集・整理・分析や資料作成、発表活動においてICTを効果的に活用します	学校教育課
情報モラル教育の充実	学校における継続的な指導に加え、家庭と連携したルールづくり・振り返りの機会の充実など、行動の定着を図る取組を進めます。	学校教育課
デジタル・シティズンシップ教育の推進	デジタル技術を活用してより良い社会の実現に参画する資質・能力を育む「デジタル・シティズンシップ教育」を推進します。また、インターネットやSNS上の情報を批判的に捉え、自ら情報の真偽や根拠を確認するとともに、多角的な視点から適切に判断・活用する力の育成を図ります。	学校教育課
ICT支援員の配置	ICT支援員による授業支援ソフト等の操作研修を定期的実施するなど教員の負担軽減とICT活用の定着、教師間・学校間の活用格差の縮小を図ります。	学校教育課
デジタル教科書活用に向けた支援体制の充実	学習者用デジタル教科書及び指導者用デジタル教科書の効果的な活用を推進するため、実践事例の共有やICT支援員を活用した教員研修の充実を図ります。	学校教育課
生成AIの活用促進	生成AIの教育利用について調査・研究を進めるとともに、教職員の業務負担軽減や校務効率化への活用を推進します。また、児童生徒が生成AIを適切かつ効果的に活用できるよう、情報活用能力や情報モラルの育成を図ります。	学校教育課
ICT機器の整備・充実	ICT機器及びソフトウェアについては、引き続き学校現場のニーズを踏まえながら計画的な整備・更新を進め、教育活動の充実につながる環境整備を図ります。	学校教育課
職員研修の実施	ICTを効果的に活用した学びの充実に向け、教職員のICT活用指導力の向上を図ります。授業実践や校務DXなどに関する研修を計画的に実施し、教育の質の向上と業務の効率化を推進します。	学校教育課

施策11 教職員等の働き方改革の推進と資質や指導力の向上

現状・課題

- 令和8年3月には、教育職員の勤務状況を適切に把握し、心身ともに健康な状態で児童生徒の教育に携わることができるようにすることを目的とした「教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画」を策定しました。
- 時間外業務が45時間超の教職員の割合は減少傾向にありますが、アンケート調査結果では、約7割の教職員が専門性を高めるための自主的な自己啓発を行っている一方で、行っていない理由として「仕事が忙しくて時間が取れない」の割合が高くなっています。今後は、校務支援システムや生成AI等のデジタル技術の活用による業務効率化を進めるとともに、教職員が子どもと向き合う時間や学び続ける時間を確保できる環境整備が必要です。
- 費用対効果や水泳授業の質が確保できるものとしてプールの大規模改修が必要となった学校から順次、水泳授業の民間委託を進めています。学校と民間委託事業者が連携しながら水泳授業の教育的室の向上を図っていく必要があります。
- 教職員の職歴に応じた研修や、職責に応じた研修を行っています。今後も、系統的な研修を企画して、教職員のキャリアごとに求められる資質や能力の向上に資する実効性のある研修に努めていく必要があります。
- 教職員研修は集合形式が中心であり、オンライン研修の活用も限定的な状況です。今後は、時間や場所の制約を受けることなく、効率的かつ継続的に学ぶことができる研修環境の充実を図っていく必要があります。
- 各学校で行っている授業研究会だけでなく、日頃から教職員同士がお互いの授業を見合う機会を設ける等、よりよい授業づくりに向けて研鑽に励んでいます。教科の学びを探究的にしたり、ICT機器を効果的に活用したりするなど、より質の高い授業を目指した研修を学校全体で推進していく必要があります。
- 校区を共にする小中学校や、近隣の学校同士で授業研究に取り組んでいる学校があります。また、学習指導の研究に取り組み、研究発表を通して、市内小中学校に研究成果を還元しています。今後も、学校間の垣根を越え、協働して研修に努めていく必要があります。
- 「全国学力・学習状況調査」の結果を各小中学校が分析して特徴を明らかにするとともに、分析結果を踏まえて指導改善に力を入れています。今後も引き続き、調査結果を正確に分析し、その成果を生かした継続的な授業改善の支援に取り組む必要があります。
- 各校で行っている授業研究で専門的な知見をもつスーパーバイザーに授業を参観してもらい、研究協議会で指導を受け、授業力の向上に努めています。今後も、スーパーバイザーの指導を受けつつ、教職員間での学び合いをしながら、研修を充実させていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
教員の多忙化解消の推進	給特法の改正により義務付けられた「教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画」に基づき、教員の業務量管理、健康確保に努めます。教員の多忙化解消推進委員会において進捗状況を管理し、多忙化解消の取組を進めます。	学校教育課
校務支援システムの活用	愛知県が実施する共同調達による次期校務支援システムの導入を見据え、円滑な移行と活用体制の整備を進めます。また、自動採点システムをはじめとする校務DXの推進について調査・研究を進め、教職員の業務負担軽減や働き方改革につながる効果的な活用方法を検討します。	学校教育課
水泳授業の民間委託	教職員が民間委託事業者の指導者と連携しながら水泳授業の協働的な指導体制の構築を進めます。	学校教育課
教職員の資質や指導力向上に向けた研修の充実	教職員研修委員会において、授業力向上や教職員の資質向上、今日的な教育課題への対応等、教職員のキャリアやニーズに即した教職員研修の充実を図ります。また、各校の同僚性を生かした校内現職教育を支援し、対面だけでなくオンラインを活用した研修を実施する等、教職員の働き方にも配慮しながら研修を行っていきます。	学校教育課
全国学力・学習状況調査の活用	「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、指導の重点領域を明確化し、教育施策や授業等の改善につなげていきます。また、調査結果を踏まえた研修の充実や支援体制の強化を図り、学力向上に向けた取組を継続的に推進していきます。	学校教育課
学力向上のためのスーパーバイザーの招聘	スーパーバイザーを招聘する等、児童生徒の学力向上に向けた研修の充実を図ります。	学校教育課
ハラスメント防止対策の推進	ハラスメント防止対策の基本方針に基づいて、相談窓口の周知や研修の開催など、ハラスメント防止対策の取組を進めます。	学校教育課
総合教育支援センター（仮称）の整備【再掲】	教職員の研修や教育資料の収集・提供、教育相談や不登校対応等の実施、日本語初期教室や適応指導教室の機能を備え、児童生徒や保護者、教職員等を支える「総合教育支援センター（仮称）」の整備に向けて調査・研究を行います。	学校教育課

施策12 将来を見据えた安全・安心な学校施設づくりの推進

現状・課題

- 学校施設は、老朽化による改修等が生じやすい築30年以上の建物が全体の約80%を占めており、耐震性や防犯性を含めた安全・安心な教育環境の維持・向上のため、今後、大規模な改修工事等が必要になります。加えて、施設のライフサイクル全体を見据えた計画的な保全・更新を行い、長寿命化による資産価値の維持と維持管理コストの最適化を図ることが求められています。
- 財政負担の軽減と平準化を進め、次世代に負担を残さない効率的・効果的な学校施設のマネジメントの実現を目指していくため、児童生徒数の減少に合わせて、学校施設の総量の適正化を図る必要があります。
- アンケート調査結果では、学校施設の安全性について「重要」と回答した保護者の割合が9割以上と高くなっている一方、満足度は約6割となっています。
- 文部科学省の「学習指導要領」、「理科教育振興法」、「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づき必要な教材用備品及び理科設備備品を計画的に整備しています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
将来的な学校規模の適正化・適正配置に関する地域協議・計画策定【再掲】	巾下地区、北里地区において、地区ごとの学校再編の協議を行い、適正規模・適正配置等について検討を進めた学校再編計画の策定を進めます。 篠岡地区学校再編計画における適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、第2期の学校再編を具体的に進めていく段階で改めて地域住民との協議を行います。	教育総務課
学校施設長寿命化計画の見直し	「公共ファシリティマネジメント基本方針」等の更新に合わせて、「学校施設長寿命化計画」を10年ごとに更新し、5年ごとに中間見直しを行います。また、社会情勢や本市の財政状況等が大きく変化した場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。	教育総務課
学校施設の設備改修	「学校施設長寿命化計画」に基づき、学校再編の動きも見据えた建物の計画的な改修工事を実施していきます。 そのための財源確保策の一環として、国の補助金等の活用を積極的に検討していきます。 随時発生する小規模な不具合は修繕費等で対応し、学校施設の機能維持に努めます。	教育総務課
教材等備品の整備・充実	より効果的な授業展開を可能にし、こどもたちの教育効果を高めるため、「教材整備指針」及び「理科教育等設備基準」に示された教材用備品及び理科設備備品を計画的に整備します。	教育総務課

施策13 地域と連携した安全な環境づくり

現状・課題

- 児童生徒が自分の身は自分で守る意識を高める機会として、セルフディフェンス講座を開催しています。
- 生徒指導連絡協議会をはじめ、関係者が集まる機会をとらえ、法改正や自転車交通安全指導について学校での周知・啓発等を依頼しています。また、警察等、関係機関との連携に努めています。
- 通学路等の安全確保に向けた取り組みをより一層効果的に進めるため、平成27年度に策定した「小牧市通学路交通安全プログラム」に基づき、関連機関と通学路の合同点検を実施し、危険箇所の把握や対策案を作成し、整備を進めています。
- 通学路に、看板や標識の設置及び通学路のカラー塗装などを行い、児童生徒の登下校における安全を確保しています。
- 学校再編に伴う遠距離通学への対応として運行するスクールバスにおいては、児童の安全確保が最優先事項となるため、送迎時における児童の安全対策を進める必要があります。
- 通学路パトロールボランティアは減少傾向にあり、人材確保が課題です。
- 学校再編後においても、引き続き、通学路パトロールボランティアに協力が得られるよう、調整を進める必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
児童生徒の安全意識の向上	小中学校でセルフディフェンス講座を開催し、児童生徒の意識を高め、犯罪被害から守る手立てのひとつとします。	学校教育課
地域ぐるみの見守り体制の強化	保護者やパトロールボランティアなどとの連携のもと、児童生徒の登下校の安全を確保します。また、通学路パトロールボランティアの募集活動の強化を図ります。	学校教育課
自転車の安全で適正な利用に関する啓発	各学校において、ヘルメット着用など、児童生徒の発達段階に応じた自転車交通安全指導を行います。また、保護者に対して自転車の点検整備や損害賠償責任保険の加入を啓発します。	学校教育課
通学路の交通安全対策の実施【再掲】	通学路等の安全確保に向けた取り組みをより一層効果的に進めるため、「小牧市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路の合同点検と対策を実施します。 運転者及び歩行者に通学路の認識を持ってもらい、登下校時の児童生徒の安全を確保するため、看板や標識の設置及びカラー塗装を行います。	教育総務課
スクールバス導入の検討【再掲】	学校再編時においてスクールバスを導入する際には、安全で安定的な運行体制の構築に努めます。	教育総務課

施策14 道徳心・社会性の育成

現状・課題

- 幼少期から命や性、健康に関する正しい知識を持つことが、自身の将来の生き方にもつながります。今後、プレコンセプションケアの一環として、これらの取組を一体的に推進していく必要があります。また、文部科学省が策定した「生命（いのち）の安全教育」指導の手引きでは、自他の心と体を尊重することや、距離感（境界線）、性的同意に関する理解を深めることが重視されています。子どもたちが性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育を、発達段階に応じて推進していく必要があります。
- 道徳が教科化され、授業方法や評価等について研鑽を積んできました。今後も、多様な文化や価値観をもつ人たちと協働して社会を形成していくために、道徳心や倫理観、社会性を育むことができるよう、道徳教育の充実が求められています。
- 道徳の授業や学級活動等を通じて、子どもたちの発達段階に応じ、様々な人権問題について考えたり、学んだりする機会を提供しています。しかし、いじめの問題や情報モラル、高齢者や障がい者に対する差別等、人権問題は多岐にわたることから、引き続き人権教育の充実を図る必要があります。加えて、SNSや生成AI等のデジタル技術の普及に伴い、デジタル空間における人権侵害や性暴力被害が新たな人権課題となっています。情報モラル教育と関連付けながら、被害防止や適切な相談行動について学ぶ機会を充実させる必要があります。
- いじめの定義に沿った、いじめの認知については会議等における協議を通じて、学校や関係機関に浸透してきています。子どもたちの様子や人間関係をきめ細かく把握する体制により、いじめ認知件数は増加していますが、今後も学校、関係機関と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
生命（いのち）の安全教育の推進	小牧市独自のカリキュラム「生と性のカリキュラム」を小牧市内の小中学校で実施します。また、保健センターでは、市内高校とも連携し、高校における「生と性のカリキュラム」の実施につなげます。今後は、各課と連携しながら職員の知識の統一化・ボトムアップに向けた仕組みを検討していきます。	学校教育課
道徳教育の推進	こどもたちが主体的に判断し、道徳的価値の対立を乗り越え、道徳的実践力を身に付けられるように、「考え、議論する」道徳の授業について研究を行い、授業実践に取り組んでいきます。	学校教育課
人権教育の推進	こどもたちの発達段階に応じた指導等を行うとともに、人権週間等の機会をとらえながら、様々な人権問題について考え、学ぶ機会をつくります。	学校教育課
いじめの未然防止、早期発見、早期対応	「小牧市いじめ防止基本方針」に基づき、県から配置されているスクールカウンセラーに加え、学校カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣したり、心の教室相談員を配置したりするなど、未然防止、早期発見、早期対応の取組をしています。また、いじめへの対応を協議する各種会議を開催し、迅速な対応を行います。児童生徒に対しては、定期的なアンケート、相談・面談を行います。	学校教育課
生徒指導等を通じた規範意識の育成	道徳や学活を中心とした学びの場、児童会・生徒会活動等の自治的活動を中心とした日頃からの生活指導、家庭や地域と連携などから児童生徒の規範意識を醸成します。	学校教育課
児童生徒のボランティア活動の促進	社会福祉協議会と連携して中学生による「ジュニア奉仕団」活動等を促進し、児童生徒の主体的な福祉ボランティア活動などを推進します。	学校教育課

施策15 体験・交流活動を通じた自己肯定感の育成

現状・課題

- 自己肯定感は、自信をもって物事に取り組み、困難を乗り越える力の源となります。国の調査によると、アンケート調査結果では、自分に「よいところがある（そう思う・どちらかといえばそう思う）」と肯定的に回答した児童生徒の割合は約8割となっています。
- 一方で、5年前と比較して児童生徒の「自己肯定感」が劣っていると感じる教職員の割合は約3割となっています。
- 自己肯定感は、家族や学校・地域の人との関わりの中で育まれ、高められます。核家族化や、インターネット等を通じたコミュニケーション方法の増加などを背景に、多様な人との実体験を通じた交流ができにくい環境となる中、家庭や地域、学校で人と関わり、自分や相手を認め合うことを通して自己肯定感を育み、自分の在り方・生き方について考えていく機会をつくることが重要です。
- 明治時代に、小牧市の住民が北海道の八雲町に入植し、開拓を始めた歴史的な背景から、児童生徒の交流事業を実施しています。学習・体験活動を通して、友情を育てることに寄与しており、今後も小牧市と八雲町の児童生徒がお互いのふるさとを学び、ともに理解を深められる機会を提供することが重要です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
学校外活動事業の実施	日頃学校では体験できない学習・活動や季節に合わせた自然体験講座を提供し、豊かな心を育みます。	こども政策課
児童生徒の体験活動の充実	児童生徒の豊かな心を育むため、ボランティア団体や生涯学習団体、地域の協力による体験学習を実施します。	学校教育課
八雲町児童生徒との学習交流	北海道二海郡八雲町との児童学習交流を実施します。夏季には小牧市の児童が八雲町を訪問し、秋季には八雲町の生徒の来訪受入を行います。	教育総務課

施策16 こどもの読書活動の推進

現状・課題

- 第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画に基づき、多様な子どもたちへの読書機会の確保やデジタル社会に対応した読書環境の整備に取り組んでいます。情報があふれる現代において、読解力や思考力を養う読書活動の推進は不可欠であり、情報を見極めるメディア情報リテラシーを育成する必要があります。
- 各学校では、学校司書と学校教育課担当主事が、各学校での取組や課題を話し合うことで、学校図書館の充実を図っています。
- 学校司書による読み聞かせや図書館環境の整備、図書委員会によるイベントの企画など、各校において工夫した取り組みを行っています。
- アンケート調査結果では、学校の授業後や休日に本を「ほとんど読まない」と回答した児童生徒の割合が約3割となっています。また、学校の先生に対しても「いろいろな本を読んで聞かせたり、紹介したりしてほしい」という要望があることから、読書への興味を惹きつける日常的な働きかけや、自発的に本を手にするきっかけとなる環境づくりをさらに進める必要があります。
- 学校図書館における電子書籍の導入については、教育的費用対効果や活用事例について、引き続き調査、研究を進める必要があります。
- 公共図書館では、毎週、選書会議を行い、季節や時事、子どもたちの興味・関心に沿う本の選定を行っています。子どもの発達段階に合わせた資料のうち、郷土に関する資料が少ないため、充実を図る必要があります。
- 児童生徒に対する「おすすめ本の紹介」については、児童生徒のニーズや時事に適しているかなど、適宜、内容を精査しながら、定期的に作成・発行しています。
- 赤ちゃんの心とことばを育むため、保健センターで4ヶ月児健診を受診する親子を対象に、絵本の読み聞かせと絵本を手渡しでプレゼントするブックスタート事業を行っています。
- ブックスタートボランティアや図書館ボランティアに対して、研修や交流会を実施していますが、ボランティアの高齢化等が進んでいることから、新たな担い手を発掘する必要があります。
- 複数のボランティアグループにより、おはなし会やイベントを実施していますが、子どもの人数の減少にともない、おはなし会等への参加者が減少しています。
- 中央図書館から幼稚園・保育園・児童クラブ・市内小中学校などへ、本を配送する配本サービスについては、蔵書冊数に限りがある中で、小学校からの希望分野が重複することもあります。可能な限り希望に添うように実施しています。
- デジタル化社会が進展していく中で、情報の信頼性や真正性を見極める力（メディア情報リテラシー）やICT教育の進展を踏まえたデジタル環境が必要となっています。図書館DXの推進やメディア情報リテラシーに関する情報発信や講座等を開催していく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
学校における読書活動の推進	児童生徒の読書への関心を高める取組として、児童生徒が主体となって実施する活動や協同的な活動の推進を図り、児童生徒が読書に親しむ機会をつくります。	学校教育課
おすすめ本の紹介	乳幼児からティーンズまで、その世代に適した内容のリーフレットを発行します。	図書館
ブックスタート事業の実施	継続的にブックスタートボランティアを募集するとともに乳幼児期から切れ目のない読書支援を行います。	図書館
おはなし会やイベントの実施	開催時間や開催曜日、おはなし会の内容等の精査を行い、多様な子どもの状況に応じたおはなし会や読書への興味関心を高めるイベントを実施します。	図書館
図書館ボランティアの育成	ブックスタート事業やおはなし会の担い手であるボランティアの活動を支援するとともにボランティアのスキルアップを図る講座を開催します。また、ボランティアグループの垣根を超えた情報等交換が行えるよう交流会も開催します。	図書館
ホームページなどによる情報提供	ホームページなどを活用し、図書館や学校図書館の活動や行事を広く市民に情報提供します。	図書館 学校教育課
こどもの発達段階に合わせた図書館資料の選書・充実	こどもの発達段階に合わせた資料の充実を図ります。また、「学び合う学び」に役立つ資料提供や連携コーナー設置など、探求的な活動を支援します。	図書館
子ども郷土資料の充実	子どもの郷土愛醸成とふるさと教育の推進に資する子ども郷土資料の充実を図ります。	図書館
施設配本サービスの実施	幼稚園、保育園、児童クラブ、小中学校や福祉施設などへ希望される本を配送する「施設配本」サービスを引き続き実施します。	図書館
電子書籍の活用検討	小中学校への電子書籍の導入について、調査・研究を進めます。	学校教育課
デジタル社会に対応した読書環境の整備	現在導入しているこども向けデータベースを活用して、正しく情報を扱う情報リテラシー講座を定期的に開催します。 また、学校教育(学校図書館・学校司書)と連携し、図書館の情報資源の活用方法や図書館の利用教育の推進を図ります。	図書館

施策17 青少年健全育成活動の展開

現状・課題

- 近年、いじめや不登校件数、自殺者数の増加、加えて、家庭環境における経済的困難や児童虐待、ヤングケアラーなど、子どもを取り巻く課題は多様化・複雑化しています。
- 駅周辺の施設からの通報が多く、パトロール回数が年々増加しています。引き続き、少年センター職員による定期的な巡回をしていく必要があります。
- 「少年の生活意識と行動」の実態調査によると、声をかけてくれる人がいると感じている子どもの割合は、例年、高い割合を示しています。青少年を地域で見守り健全に成長できるよう継続して様々な市民運動を展開していく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
小牧市少年センターにおける活動の充実	市民への意識啓発だけでなく、複雑な問題を抱える青少年に対する支援などへの問題解決のため、関係機関と連携を密にしながら、補導活動、相談活動、啓発活動を行います。	こども政策課
小牧市青少年健全育成市民会議の支援	各中学校区において、あいさつ運動や啓発活動、地域連携活動等、地域・学校と協力した青少年の健全育成活動に積極的に取り組みます。また、小・中学校と地域のふれあい活動や地域活動への小・中学生の参加を推奨します。	こども政策課

生涯にわたり学び、活躍できるまちづくり

施策18 生涯にわたって学び続けることで、心豊かに生きがいを持って暮らすことのできる環境づくり

現状・課題

- 働く世代や子育て世帯においては、仕事や家庭の事情などにより、学習できる時間や場所が限られており、講座への参加などの学習機会が得られにくい状況が見られます。
- 少子高齢化の進行や人口減少、価値観やライフスタイルの多様化により、市民一人ひとりが心の豊かさや生きがいを実感できる環境づくりの重要性が高まっています。また、デジタル技術の進展や社会環境の変化により学びに対するニーズも多様化しています。
- 人生100年時代を迎え、生涯にわたり学び続けることの重要性が高まっています。市民一人ひとりの興味や関心に応じた多様な学習機会の充実に加え、学びを通じて自己実現や生きがいづくりにつなげることができる環境づくりが求められています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
多様な学習機会の充実	市民一人ひとりの興味や関心、ライフステージに応じた学習機会の充実に図るため、生涯学習の総合的な窓口である「こまなびサロン」と連携して公民館等を活用した講座や教室を実施し、多様な学びの場を提供します。	文化・スポーツ課
継続的な学習活動への支援	市民が主体的に学び続けることができるよう、生涯学習に関する情報発信の充実や学習活動団体への支援を行い、継続的な学習活動を促進します。	文化・スポーツ課
学びやすい学習環境の工夫	学習成果の発表や交流の機会を充実させることで、学びによる達成感や自己成長を実感できる環境づくりを進めるとともに、学習意欲の向上につなげます。	文化・スポーツ課
市民センターでの発表機会の充実	施設ホームページへの発表予定の掲載や施設内掲示板への会員募集掲示を積極的に実施し、新規団体の創出や個人参加の一層の拡大に努めるとともに、生涯学習活動の推進を図ります。	市民センター管理課
利用しやすい施設環境の整備	市民が安心して学び、心地よく過ごせるよう施設の計画的な改修や設備更新を進めます。	文化・スポーツ課

施策19 誰もが文化・芸術に親しみ心豊かな生活を送ることのできる環境づくり

現状・課題

- 文化・芸術活動は、人々の感性や創造性を育むとともに、心の豊かさや生きがいの向上に重要な役割を果たしています。一方で、市民が身近に文化・芸術に触れ、創造し、発表できる機会のさらなる充実が求められています。
- 市民の多様な価値観やライフスタイルの広がりを背景に、文化・芸術に対する関心は一定程度存在していますが、実際に鑑賞や創作活動に継続的に参加している人は限られています。
- 文化・芸術活動に関する施策や事業については、行政、文化団体、関係機関等がそれぞれ取り組んでいるものの、相互の連携や情報共有が必ずしも十分ではなく、地域全体としての推進力を高めていく必要があります。
- 誰もが文化・芸術に親しみ、多様な学習機会を通じて学び続けることができる環境の充実を図り、市民一人ひとりの心の豊かさや生きがいづくりにつなげていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
生涯を通じて文化・芸術に親しむ機会の充実	文化・芸術の振興を担う中核的な団体である「一般財団法人 こまき市民文化財団」と連携し、こどもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じて、身近な地域で気軽に鑑賞・体験・創作ができる文化・芸術活動の機会を充実させます。	文化・スポーツ課
文化・芸術活動に参加できる機会の促進	市民が文化・芸術活動に取り組み、その成果を発表できる機会の充実を図るとともに、文化・芸術を通じた交流を促進します。	文化・スポーツ課
文化・芸術活動の企画調整機能の充実	市民ニーズや社会環境の変化を踏まえながら、文化・芸術施策を効果的に進めていくため、事業の企画や調整の工夫を重ねていきます。あわせて、限られた資源を大切に活用し、効率的で持続的な推進体制を整えていきます。	文化・スポーツ課
利用しやすい施設環境の整備	市民が安心して学び、心地よく過ごせるよう施設の計画的な改修や設備更新を進めます。	文化・スポーツ課

施策20 図書館サービスの充実

現状・課題

- 本市の図書館運営は、「中央図書館」に加え、ラピオ4階にある「えほん図書館」と公民館図書室である3か所の「市民センター図書室」により市内全域でサービスの提供を行っています。
- 近年の人件費高騰など、増加し続ける図書館の管理運営費の削減を図るため、令和8年4月1日から、市民センター図書室にＩＣＴ機器を導入し、貸出・返却を利用者自身で行えるようにした上で、利用の少ない午後5時～午後8時を無人で運営することとしました。
- 図書館資料については、小牧市立図書館資料収集方針に基づき、公共図書館として特定分野に偏重することなく、あらゆる世代の市民の要望を反映し、多種多様な資料の充実を図るとともに、保存すべき資料の精査を実施しています。今後は、郷土資料のデジタル化を推進していく必要があります。
- 図書館主催のイベントに加え、ボランティアや市民活動団体との連携により内容の充実を図っています。
- 市民の日常生活や趣味、仕事に関する様々な課題を解決するための資料や情報の提供を行うレファレンスについては、簡易的なものから複合的なものまで、多様な相談に対応できるよう、定期的に内部研修を行い、司書のスキルアップを図っています。
- 図書館司書による発案だけでなく、市役所各課や関連施設の発案による連携コーナーを設置し、多様な情報提供に努めています。一方で、常設コーナー等については、利用者の関心を引き続けるための定期的な資料の入れ替えや展示内容の工夫が求められています。
- 読書バリアフリーサービスの1つとしてボランティアの協力を得て、定期的に対面読書を実施しています。今後も持続可能な形でサービスを提供していくためには、活動を支える新たな担い手を確保していくことが重要な課題となっています。
- 電子書籍の所蔵点数は1,000点を超え、安定した資料提供を行っています。一方で、電子書籍は、高額であるため、引き続き、安定した資料提供を行うためには、購入方法等を検討していく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
図書館資料の充実	乳幼児から高齢者、障がい者、外国人など、すべての市民に対応できる多種多様な資料の充実を図るとともに保存すべき資料の精査を行います。	図書館
デジタル資料の充実	資料活用の利便性向上と郷土資料の保存のため、資料のデジタル化(デジタルアーカイブ)を進めます。	図書館
イベントの充実	市民のニーズを把握しながら、市民団体等とも連携した多様なイベントを開催します。	図書館

取組	内容	担当課
レファレンスサービスの充実	市民の日常生活や趣味、仕事に関する様々な課題を解決するため、資料や調べものに役立つデータベースなどにより適切な情報の提供を行います。また、ホームページで公開しているレファレンス事例集の充実を図ります。	図書館
展示、企画コーナーの充実	年間計画に基づき魅力的なコーナーを設置するとともに、関係各課や団体等とタイアップした展示や連携企画コーナーの充実を図ります。	図書館
障がい者サービスの実施	様々な障がいのある市民が図書館資料を利用できるよう、今後も引き続き、音訳・点訳ボランティア団体の安定運営に資するための支援を行います。各団体の会員獲得を促すとともに活動の動機付けとなる取組や、スキルアップ・指導員養成につながる支援を行います。	図書館
図書館・各図書室等の連携	中央図書館をはじめ、地域における図書館サービス提供の拠点として、各市民センター図書室は社会情勢に対応した適切な管理運営に努めます。	図書館
電子図書館の充実	貸出等の利用状況を把握しながら、「こまき電子図書館」の充実を図ります。	図書館

誰もが参加できるスポーツ活動の展開と健やかな体の育成

施策21 生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で心豊かに暮らすとともに、スポーツを通じた交流と活力にあふれる環境づくり

現状・課題

- 市民の健康意識は年々高まり、スポーツを通じた健康増進への関心は一定程度広がっており、健康寿命の延伸や生活習慣病予防の観点から、スポーツの重要性に対する理解も進みつつあります。また、スポーツは生きがいづくりや仲間づくり、人と人との交流を促進するなど、多様な役割を担っています。近年はスポーツを通じて人が集い、つながることで、地域コミュニティの活性化や豊かな地域社会の形成に果たす役割への期待も高まっています。
- スポーツに継続的に取り組む人がいる一方で、運動習慣のない人も一定数存在し、年代や生活環境、健康状態によって参加状況に偏りが見られます。特に働く世代や子育て世代など時間的制約がある人や、運動が苦手な人にとって、スポーツを始めるきっかけが十分とは言えない状況です。
- 少子高齢化や人口減少の進行に伴い、スポーツ活動を支える人材の確保や育成、スポーツ団体の持続的な活動への対応が課題となっています。
- 誰もがライフステージや生活スタイルに応じてスポーツに親しむことができる環境を整えるとともに、スポーツを通じた健康づくりや交流を促進し、人と人が集い、つながる機会の創出を図っていく必要があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
生涯を通じてスポーツに親しむ機会の充実	こどもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じて無理なくスポーツに取り組めるよう、身近な地域で参加できる運動・スポーツの機会を充実させます。特に、働く世代や子育て世代、運動習慣のない人が参加しやすい多様なプログラムや機会の創出を図ります。	文化・スポーツ課
地域スポーツを支える人材の育成・確保	地域スポーツ活動を継続的に支えるため、指導者や運営スタッフの育成・確保に取り組むとともに、関係団体等と連携しながら、世代を超えた人材の循環や参加を促進する仕組みづくりを進めます。	文化・スポーツ課
スポーツを通じた交流機会の推進	スポーツを通じて人と人との交流やつながりを深めることができる機会を創出し、地域コミュニティの活性化を図ります。	文化・スポーツ課

取組	内容	担当課
スポーツ活動を支援する環境づくりの促進	安全かつ快適にスポーツ活動に取り組むことができるよう、スポーツ施設の適切な維持管理を行うとともに、利用しやすい環境の充実に努めます。	文化・スポーツ課

施策22 こどもの体力の向上・健やかな体づくり

現状・課題

- 子どもたちが健やかに成長していくためには、健康に関する正しい知識や習慣を身に付けることが大切です。
- アンケート調査結果では、5年前と比較して児童生徒の「健康・体力」が低下していると感じる教職員の割合が4割半ばとなっており、今後、市や学校が取り組むべき重点として「基礎学力・体力の向上」が約半数以上となっていることから、心身ともに健やかでたくましい子どもを育むための指導体制の充実が急務となっています
- 体づくりを重視した体育授業の取組が各学校で行われていることから、運動量や基本的な動きの習得が図られていますが、一方で、指導方法の差や運動習慣の定着不足が課題となっており、継続的な支援が必要です。
- 児童生徒の健康については、生活習慣病罹患の低年齢化がみられることや思春期の過度なダイエット、心の健康に関する問題を抱える児童生徒の増加といった課題があり、全国体力調査でも、運動習慣の二極化や体力差の拡大が指摘されています。
- 民間指導者における人材確保と育成については、関係課と連携した取り組みが必要です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
学校体育における体づくりの推進	基礎的な運動習慣の定着や、日常的な運動量を確保する取組の充実を図ります。また、体育等の授業を通して、多様な運動体験と個に応じた支援を行い、こどもの体力向上を図ります。	学校教育課
健康教育の推進	児童生徒の心身の健康を確保するための健康教育を推進します。 児童生徒が心身ともに健康な生活を送ることができるよう発達段階に応じた健康教育の充実を図ります。 家庭と連携し、基本的な生活習慣の定着、心と体の健康づくりを推進します。	学校教育課
運動系部活動における支援体制の整備	地域の指導者が学校部活動に携わる仕組みを促進するため、関係課と連携を図りながら、取組を進めます。	学校教育課

施策23 学校給食や授業を通じた食育の推進

現状・課題

- 近年の急激な物価高騰による食材確保への影響をはじめ、増加する食物アレルギーへの対応、施設の老朽化など給食運営を取り巻く環境は年々厳しくなっていますが、学校給食の果たす役割を十分認識し、将来にわたり、安全で安心なおいしい給食を安定的に提供できるよう取組を進めて行く必要があります。
- 栄養教諭の定数配置基準については「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」により定められており、限られた配置の中で食育指導を行う必要があります。
- 食に関する指導を効果的に行うことができる重要な場の一つである学校給食については、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた食事を提供することが重要です。
- 近年、学校給食の残食率が問題となっています。学校給食の残食率が増える背景には、「食生活の変化」「給食時間の不足」「好き嫌いの増加」など、複数の要因が関係しているため、残食率の改善には、食育の充実、児童生徒が食べやすい献立の工夫などを総合的に進める必要があります。
- 市内農家の後継者不足などにより地産地消の農作物の供給に課題があります。

具体的な取組

取組	内容	担当課
衛生管理の徹底	調理・配送・配膳業務に関わる作業者の健康管理や病原菌等の検査を実施します。また、調理現場などの施設や機械・器具について清掃・消毒を行い、食材についても細菌検査を行って、安全・安心な学校給食を提供します。	学校給食課
栄養教諭・学校栄養職員等による食育・給食指導の充実	栄養教諭・学校栄養職員が市内各校を巡回し、給食時間等を活用して食育指導を推進することや、市内各校の各教科、学級活動等において、食育ができるようにサポートします。また、DXを活用した食育指導の検討を進めます。	学校教育課 学校給食課
食物アレルギーへの対応	学校現場におけるヒヤリハット事例を教育委員会へ報告してもらい事例を収集、「学校給食食物アレルギー対応委員会」などで対策を協議して各学校へフィードバックする仕組みにより、食物アレルギーの予防と緊急時対応の強化を図ります。	学校給食課
給食における地産地消	J Aなどを通して、地産地消の農作物を学校給食に提供いただける新たな農家の開拓を行います。	学校給食課

郷土の歴史・文化の保存と次世代への継承

施策24 伝統文化の継承と文化財の保護・魅力の発信

現状・課題

- 本市では、豊かな歴史や伝統を背景に、様々な国、県、市指定の文化財を有しています。このほか、田縣神社、間々観音など特色のある寺社が立地しています。
- 神社や寺院が所蔵する資料以外にも、新たに保護すべき文化財の調査対象を広げていく必要があります。指定候補物件には至らないものの貴重な文化財が現地調査では見つかっています。これら未指定の文化財は、価値が認識されぬまま滅失していくリスクがあるため、その保護に向けた取組が必要です。
- 文化財の保護・保存については、後継者不足や、維持管理・修繕費用等の財源確保の課題をはじめ、文化財の修復ができる技術者の減少など、様々な課題を抱えています。
- 市内に残る伝統文化・芸能は、少子化や高齢化の進展に伴い、全国的に伝承活動の中心となる担い手や参加者が減少傾向にあり、本市においても、維持・管理ができなくなっているものもあるなど、次世代への継承が課題となっています。
- 文化財は、歴史や文化、先祖の暮らしなどを今に伝える貴重な遺産です。文化財の範囲は幅広く、種類や保存方法等も様々ですが、市民がその価値をしっかりと認識し、適切な方法で継承していくことが重要です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
地域文化・伝統文化の継承と活用	地域に受け継がれてきた文化資源や伝統文化について、保存や継承を大切にしながら、学校や地域活動などでの活用を進めていきます。	文化・スポーツ課
文化財の指定・保護	新たに保護すべき文化財や散逸・廃棄の恐れのある古文書等を見出す調査について、対象を拡大して実施するなど、指定・保護を進めます。 本市の豊かな歴史やそれにまつわる文化財について周知に努め、文化財の保護・保存に対する市民の関心や理解を高めることにより、新たな文化財の発掘につなげていきます。	文化財課
埋蔵文化財の調査・記録保存	埋蔵文化財の貴重な情報を得るため、保護の必要性についてさらなる周知を図るとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地内で開発が行われる場合は、開発事業者と十分な協議・調整を行い、適切に調査・記録保存を図ります。 埋蔵文化財の発掘調査で得られた貴重な情報は、正確に記録するとともに、こまき歴史発見館等を通じ、その成果を広く公開・活用していきます。	文化財課

取組	内容	担当課
文化財の修理等への必要な助成	貴重な文化財を将来に引き継いでいけるよう、市指定文化財の管理状況や保護上の課題を把握し、必要に応じて専門家への相談や先進事例の調査等を行うなどにより、適切な助言を行うとともに、補助金交付要綱に基づいて適切な助成を行います。	文化財課
地域の伝統文化・伝統芸能の継承・保存	作成した記録映像資料等を活用し、ホームページやSNSをはじめ、様々な媒体を通じて積極的に情報を発信することで、その価値や魅力、保存の必要性に対する市民の関心や理解を高めていきます。 また、こまき歴史発見館では、子どもたちが小牧の歴史や文化財に興味を持つきっかけづくりや学習の場となるよう周知・活用を図ります。	文化財課

施策25 歴史・文化財・生活文化についての啓発・活用

現状・課題

- 県の天然記念物に指定されている「大草のマメナシ自生地」については、市が定期的に維持管理を実施しているものの、それだけでは良好な環境を維持することが困難な状況にあります。市内企業などによる保護活動に対する理解や参加は得られるようになってきたものの、除草作業や自生周りの草刈など継続的に行う作業の担い手は、不足しています。そのため、今後もマメナシ自生地の保護に向けて、自主的に保護活動に従事する人員を確保する必要があります。
- 古文書のデジタルデータ化を推進していく必要があります。
- 古文書の解読を目的とした古文書講座は、受講者のレベルに応じた講座を開催することで、徐々に受講者数が増加しています。
- 小牧市の歴史や文化財に関心を持つきっかけとなるよう、様々なテーマで「小牧市歴史文化基礎講座」を開催していますが、受講者は減少傾向にあり、開催方法や実施回数など見直しを図る必要があります。
- 史跡小牧山の整備に合わせて、織田信長の小牧山城築城や小牧・長久手の合戦などをテーマとして地域の大学等と連携して開催する歴史講座などは、多くの方が参加しています。
- 民具を分類・整理し作成したデジタルデータベースをホームページ等に掲載できるように精査・加工し、民具をより知っていただけるよう活用するとともに、引き続き、民具を実際に見たり触ったりする機会を設けていく必要があります。
- 新たに整備した「こまき歴史発見館」は、市内唯一の市の通史を紹介する展示施設であるため、多くの方にPRし、活用を図っていく必要があります。
- ガイドボランティアは高齢者が多いため、ボランティアの確保が課題です。

具体的な取組

取組	内容	担当課
「大草のマメナシ自生地」の保護	保護活動の様子を市ホームページで公開するなど、新たな参加者の開拓に向けて、庁内他課とも連携して進めていきます。	文化財課
古文書の調査や民俗資料の整理の実施	所在が確認された古文書の調査・分類・整理等を進めていきます。 古文書のデジタルデータ化について、他市町村の公開・活用状況を調査・研究します。	文化財課
古文書・歴史に関する講座等の開催	地域に残る歴史や文化財に興味・関心を持つ機会となるよう、各種講座等の開催について、多様な世代が参加しやすく、関心を持てる内容となるよう、実施方法等を見直すなど充実に努めます。	文化財課

取組	内容	担当課
郷土の歴史の情報発信・周知・活用と文化財啓発イベントの開催	「こまき歴史発見館」において、子どもたちが小牧の歴史や文化財について学習する場となるよう周知・活用を図っていきます。また、「こまき検定」のミニ版がいつでも誰でもチャレンジできるようにしていきます。 小牧市文化財資料研究会と連携し、「探究学習」（生涯学習）として子どもたちが調べてみたくなるような情報を取りまとめ、発信していきます。	文化財課
民俗資料の活用	民俗資料を用いた企画展を継続実施するとともに、作成した民具のデジタルデータの精査・加工を行い、民具をより知っていただけるよう活用していきます。	文化財課
こまき歴史発見館の周知・活用	小牧山歴史館や小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）に加え、こまき歴史発見館周辺の各公共施設と連携したイベント等を開催することで来館者の増加を図るとともに、市内外への広報活動を推進します。	文化財課
歴史ガイドボランティアと連携した展示資料・文化財等の解説	小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）や小牧山歴史館などにおいて、歴史ガイドボランティアによる展示資料や文化財等の解説を行います。 また、ガイドボランティアの増員や土日祝日以外の開催の検討を進めます。	文化財課

施策26 史跡小牧山の整備・活用

現状・課題

- 小牧山は中心市街地の西に位置する国指定史跡で、市民からはお花見やハイキングなどの憩いの場として親しまれています。また、戦国時代に織田信長が居城（小牧山城）を築いたことや、小牧・長久手の合戦の主陣地となるなど、歴史的にも価値がある場所となっています。
- 近年の発掘調査や史跡整備により、築城当時の小牧山城の姿が明らかになり、「近世城郭のルーツ」としての歴史的価値が高まっています。
- 市では史跡小牧山主郭地区等で発掘調査を行っていますが、発掘調査後は遺構保護を目的とした埋戻しを行うため、発掘調査で見つかった遺構などを現地で直接見ることはできません。このため、小牧山の来訪者に発掘調査で得られた成果を伝えていく必要があります。
- 受講定員に達していない講座やワークショップについては、実施内容の見直しを図る必要があります。
- 史跡小牧山の来場者数が減少しているため、本市を代表する歴史観光の拠点として、市内外からの誘客を促進するための取り組みを検討・実施する必要があります。
- 小牧山の史跡整備は平成13年度から開始しており、整備済みの箇所に劣化がみられます。また、小牧山には桜を始めとする多くの樹木が植樹され、現在では巨木化・老木化が進んでおり、落枝や倒木が相次いでいます。このため、史跡の適切な維持管理として、計画的な剪定や伐採、特に老木化した桜の更新などを行っていく必要があります。
- 小牧山の来訪者の増加に伴い、ごみのポイ捨てや動物の餌やりなど、ルールを守らない利用の増加や、それに伴い利用者同士のトラブルが多くなっています。

具体的な取組

取組	内容	担当課
史跡小牧山整備基本計画の推進	史跡小牧山大手道の史跡整備および修繕工事を進めます。	小牧山課
史跡小牧山の歴史的価値や魅力の啓発	史跡小牧山の歴史的価値や魅力を来訪者に伝えるため、小牧山歴史館や小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）、小牧市創垂館の指定管理者と協議を重ね、企画展や講座、ワークショップ等を展開していきます。	小牧山課
来訪者の利便性向上	史跡小牧山を訪れる方の利便性向上を図るため、観光協会等と連携し、イベント開催日以外のキッチンカーの導入や、小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）への売店設置などについて検討を進めます。	小牧山課

取組	内容	担当課
小牧山の適切な維持管理	史跡小牧山の整備済みのエリアについて、適切な維持管理を行っていきます。 小牧山を訪れた方が安心かつ安全に利用できるよう、老朽化した施設や園路を順次修繕するとともに、巨木化、老木化した樹木の適正な管理に努めます。あわせて、利用ルールのさらなる周知と管理体制の整備を図ります。	小牧山課